

# 岐阜県公報

## 目次

告示

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

号外(一) 平成二十八年三月九日

## 告示

岐阜県告示第百十九号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年三月九日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 知事指定薬物の名称

- 1 二 (一)ビス(四 フルオロフェニルメチル)スルフィニル)アセトアミド及びその塩類(通称Bisfluoromodafinil)
- 2 二 (四 フルオロフェニル) 三 メチルモルフォリン及びその塩類(通称四 FPM)
- 3 Mitragyna speciosa及びその近縁植物(ただし、Mitragynine又は7a Hydroxy 7H mitragynineを含有するものに限る。)(通称Kratom)
- 4 (E) メチルニ(二)ニS・三S・十二bS) 三 エチル 八 メトキシ一・二・三・四・六・七・十二b オクタヒドロインドロ「二・三a」キノリジンニイル) 三 メトキシアクリレート及びその塩類(通称Mitragynine)
- 5 (E) メチルニ(二)ニS・三S・七aS・十二bS) 三 エチル 七aヒドロキシ 八 メトキシ一・二・三・四・六・七・七a・十二b オクタヒドロインドロ「二・三a」キノリジンニイル) 三 メトキシアクリレート

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十八年三月九日

- 及びその塩類 (通称七 a Hydroxy 七 H Mitragynine)
- 6 N (ニ フェニルプロパン ニール) (テトラヒドロニ H ピラ
- ン 四 イル) メチル) 一 H インダゾール 三 カルボキサミド及びその塩類
- (通称 CUMYL-THPINACA)
- 二 指定の理由
- 条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあるためと認められるため。
- 三 指定の効力が発生する日
- 平成二十八年三月十日

平成二十八年三月九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一  
岐阜文芸社